附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（特許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百九条の二第一項の規定による特許料の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予若しくは同法第百九十五条の二の二の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十八条の二の規定による国際出願に係る手数料の軽減若しくは免除については、第二条の規定による改正前の特許法施行規則第七十四条の二（第二十号に係る部分に限る。）の規定は、復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第十一条に規定する期間、なおその効力を有する。この場合において、同号イ中「認定重点推進計画（」とあるのは「認定重点推進計画（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の」とする。

○国土交通省令第十号

地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十四条の規定に基づき、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十五日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)・(2)　（略） (3)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十七項に規定する共同生活援助を行う事業 (4)・(5)　（略） (6)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。） 二　（略）	（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)・(2)　（略） (3)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業 (4)・(5)　（略） （新設） 二　（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、地方住宅供給公社法施行規則第十三条第一号ヘ(3)の改正規定は、公布の日から施行する。

○環境省令第三号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和三年三月二十五日　　環境大臣　小泉進次郎

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第四条から**第六条**まで　削除	**第四条**及び**第五条**　削除
（削る）	（受理書） **第六条**　都道府県知事又は市長は、法第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第七条の届出を受理したときは、様式第四による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。